お知らせ

確定申告の受付　2月17日(月)～3月16日(月)

スマホからも申告ができます

問所得税等について　洲本税務署☎24-1212
市・県民税について　税務課☎43-5213

2月17日から所得税の確定申告や市県民税申告などの受付が始まります。
令和元年（平成31年）分所得について計算の上、3月16日までに申告しましょう。

所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を清算する手続きです。

確定申告が必要な人

❶事業・農業・不動産などの所得がある人
❷保険の満期金や不動産等の売却収入等がある人
❸給与所得者は、年末調整により所得税等が清算されるため、申告は不要ですが、次の人は、申告が必要です。
・給与の年収が2000万円を超える人
・給与所得や退職所得以外の所得金額（農業所得など）の合計が20万円を超える人（20万円以下の場合でも、市県民税の申告は必要です）
・給与を2カ所以上から受けていて、かつ、その給与の全額が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人
❹公的年金等の受給者のうち、公的年金等の収入金額が400万円を超える人。公的年金等に係る所得以外の所得が20万円を超える人（20万円以下の場合でも、市県民税の申告は必要です）
❺外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある人

確定申告をすれば所得税が戻る人

次のいずれかに当てはまる人などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。源泉徴収税額のない場合には、還付される税金はありません。
なお、給与所得者や、公的年金等に係る所得がある人で確定申告の必要のない人が還付申告する場合は、その他の各種の所得（退職所得を除く）も申告が必要です。
・災害や盗難にあった人
・多額の医療費を支払った人
・国や地方公共団体等に寄附をした人
・住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得した、または増改築をした人
・年末調整していない控除額がある人

市・県民税の申告が必要な人

1月1日現在、市内に住所のある人が対象で、所得がない人でも申告が必要です。ただし、次に該当する人は申告の必要はありません。
・所得税の確定申告を行った人
・令和元年（平成31年）中の所得が、1カ所からの給与または公的年金（遺族年金・障害者年金を除く）のみの人
・市内在住である親族の税法上の被扶養者
※国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者は、軽減判定を行うために必要ですので、収入がなくても必ず申告してください

申告会場

洲本税務署申告相談会場
場所　淡路文化史料館（洲本市山手1丁目1番27号）
開設日時　2月17日（月）～3月16日（月）の午前9時～午後4時
※土日は開設していません

沼島出張所相談会場
場所　沼島出張所
開設日時　3月3日（火）午前10時～正午、午後1時～3時

南あわじ市役所相談会場
場所　市役所第2別館3階多目的ホール（南あわじ警察署のとなり）
開設日　2月17日（月）～3月16日（月）の平日、**2月24日（月）、3月1日（日）**
受付時間　午前9時～11時30分、午後1時～4時
税理士による相談会　2月17日（月）・18日（火）・21日（金）・25日（火）・26日（水）・28日（金）
当会場利用時のお願い
❶受付できない相談内容
次の申告は、南あわじ市役所の相談会場では受付できません。洲本税務署申告相談会場でお願いします。
・所得税のうち、青色申告、土地・建物・株式等の譲渡所得、株式の配当所得（申告分離課税を選択した場合）、天災等による雑損控除
・消費税、贈与税、相続税の相談
❷利用者識別ID・パスワードの取得
税務署との書類のやり取りを円滑に行うため、申告会場では、「利用者識別ID・パスワード」の取得をお願いします。すでに取得済みの人はご持参ください。
❸混雑緩和にご協力を
・開設初日と午前中は混雑が予想されます。比較的余裕のある2月下旬から3月初旬の午後のご来場をお勧めします。
・事業所得の収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に作成をお願いします。
・畜産農家の人は、令和元年（平成31年）中の飼育牛（子牛も含む）の生年月、異動状況など牛台帳の整理をお願いします。
❹確定申告書の提出のみ（相談不要）の人は
確定申告書が完成していて提出のみの人は、申告相談会場で受付をせず、職員に直接手渡ししてください。ただし、内容の確認等が必要な場合は受付をして順番が来るまでお待ちください。また、郵送でも受付します。（送付先　洲本税務署〒656－8656洲本市山手1丁目1番15号）

（次のページに続く）

確定申告に必要なもの

対象者		必要な書類（提出または提示）
すべての人		・前年分の申告書の控え（お持ちの人）、利用者識別ID・パスワード（お持ちの人） ・申告書または「確定申告のお知らせ」はがき、印鑑（認印） ・申告者の個人番号（マイナンバー）と身元確認書類の提示または写し ※マイナンバーは、申告者本人、同一生計配偶者、扶養親族、事業専従者および相続人の記載が必要 ※本人確認書類は、申告者のマイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類（通知カードか住民票等）と身元確認書類（運転免許証かパスポート等） ・還付金がある人は、申告者名義の口座番号がわかるもの
右の所得のある人	給与、公的年金等	・源泉徴収票　※公的年金のうち日本年金機構分の源泉徴収票再発行 問ねんきんダイヤル☎0570－05－1165
	事業、農業、不動産	・収支計算書、帳簿など ・畜産農家の人は、令和元年（平成31年）中の飼育牛（子牛も含む）の生年月、異動状況などを整理した牛台帳
	雑、一時所得	収入・経費が分かる書類
右の控除を受ける人	医療費控除	医療費控除の明細書、医療費通知「医療費のお知らせ」等、支払った医療費の領収書原本
	社会保険料控除	国民年金、国民年金基金の保険料を支払われた人は、国民年金や国民年金基金の保険料支払証明書。紛失された人や届いていない人は再発行を受けてください。 問ねんきん加入者ダイヤル☎0570－003－004
	生命保険・地震保険料控除	支払保険料の証明書
	寄附金控除	寄附金領収書
	障害者控除	障害者手帳等
	住宅借入金等特別控除	登記簿謄本、売買・請負契約書のコピー、住宅ローンの年末残高等証明書等